

周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定について

周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例

周南市学び・交流プラザ条例（平成26年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1（3）中

「

交流アリーナ	1／8面1人1時間につき	100
--------	--------------	-----

」

を

「

交流アリーナ	1／8面1人1時間につき	100
交流アリーナ (冷暖房使用時)		180

」

に改める。

別表第2中

「

多目的ホール	1時間	248
--------	-----	-----

」

を

「

多目的ホール		1 時間	248
交流アリーナ 1 階 (一般開放を除く。)	全面	1 時間	2, 526
	1 / 2 面		1, 263
交流アリーナ 2 階観覧席	両側	1 時間	627
	片側		313

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(参 考)

周南市学び・交流プラザ条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第1（第11条関係） 周南市学び・交流プラザ施設使用料 （１）・（２）（略） （３）一般開放使用料（交流アリーナ及び武道場に限り。） （単位 円）			別表第1（第11条関係） 周南市学び・交流プラザ施設使用料 （１）・（２）（略） （３）一般開放使用料（交流アリーナ及び武道場に限り。） （単位 円）		
区分	基本使用料の額（１時間につき）		区分	基本使用料の額（１時間につき）	
交流アリーナ	1／8面1人1時間につき	100	交流アリーナ	1／8面1人1時間につき	100
武道場	1／2面1人1時間につき	100	交流アリーナ （冷暖房使用時）		180
			武道場	1／2面1人1時間につき	100
（４）（略）			（４）（略）		
備考（略）			備考（略）		

現 行				改 正 案			
別表第 2 （第11条関係）				別表第 2 （第11条関係）			
周南市学び・交流プラザ施設冷暖房使用料（単位 円）				周南市学び・交流プラザ施設冷暖房使用料（単位 円）			
区 分		単 位	使用料（1 時間につき）	区 分		単 位	使用料（1 時間につき）
多目的ホール		1 時間	248	多目的ホール		1 時間	248
武道場（一般開放を除く。）	全面	1 時間	497	交流アリーナ 1 階（一般開放を除く。）	全面	1 時間	2,526
	1 ／ 2 面		249		1 ／ 2 面		1,263
(略)				交流アリーナ 2 階観覧席		1 時間	627
備考（略）				片側			313
				武道場（一般開放を除く。）	全面	1 時間	497
					1 ／ 2 面		249
(略)				(略)			
備考（略）				備考（略）			